

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方^{*}は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する地方法人二税、自動車税、不動産取得税、個人事業税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。



(例)

徴収猶予申請書



沖縄県那覇県税事務所長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	沖縄県A市XXX 電話番号 XXX (XXXX)XXXX 携帯電話 ()			申請年月日	令和 2年 7月 7日	
	氏名称	〇〇 太郎			<input checked="" type="checkbox"/> 通信日付印 <input type="checkbox"/> 申請書番号 <input type="checkbox"/> 処理年月日		
納付又は納入すべき徴収金	課税番号	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	猶予を希望する期間
	XXXXXXXX	2	XX税	2・7・31	1,000,000 円		納期限の翌日から 3・7・31 まで 12月間
				・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計				① 1,000,000	② 0		

新型コロナウイルス感染症等の影響
 イベント等の自粛で収入が減少 外出自粛要請で収入が減少 その他の理由で収入が減少

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)
 (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたっても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	3月	4月	6月	3月	4月	6月	
収入							$1 - ((3) \div (6))$ $1 - ((4) \div (7))$ $1 - ((5) \div (8))$ のうち最大のものを記載
売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	41 %
小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
支出							
仕入	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3,569,345	2,157,831	$(9) + (10) + (11) \div \text{記入月数}$ ⑫ 3,160,520 円
販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	
借入金返済	200,000	0	0	250,000	250,000	250,000	
生活費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	4,479,504	4,760,157	3,070,956	

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記載ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(例)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	18,963,120 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000 円		
				=	当面の支出見込額(⑬)	19,263,120 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額		金額
現金	200,000 円	預貯金	1,945,463 円	現金・預貯金の合計(⑭)	2,145,463 円

(4) 納付・納入可能金額

$$\text{⑭ (現金・預貯金残高)} - \text{⑬ (当面の支出見込額)} = \text{納付・納入可能金額(⑮)} \quad 0 \text{ 円}$$

(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき徴収金	1,000,000 円	-	(⑮)納付・納入可能金額	0 円	=	猶予額	1,000,000 円
------------------	-------------	---	--------------	-----	---	-----	-------------

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付・納入可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付・納入可能金額」として納期限までに納付・納入していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。

沖縄県



(例)

徴収猶予申請書

沖縄県那覇県税事務所長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者：法人が申請する場合は、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。
申請年月日：申請書を提出する日を記入ください。
なお、法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までには申請が必要です。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

Application form for tax deferral. Includes fields for applicant name (OO 太郎), address (沖縄県A市XXX), and tax details (課税番号, 年度, 税目, 納期限, 税額). Total tax amount is 1,000,000.

納付又は納入すべき徴収金：証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目対象です。徴収猶予を申請するとき、猶予を受けようとするものを記載ください。
納期限：それぞれの納期限を記入ください。
課税番号：沖縄県からの納税通知書に記載の課税番号を確認ください。

2 猶予額の計算 (ご自身が分かる場合は、欄外に聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等

(1) 収入の減少の状況

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

Income and expenditure table. Columns for '令和 年 (当年)' (March, April, June) and '前年同月' (March, April, June). Rows for '収入' (Sales, Total) and '支出' (Purchases, Total). Includes calculation for '収入減少率' (41%) and '支出平均額' (3,160,520).

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。
※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

Bottom section for tax agent signature and stamp, including fields for '税理士署名押印' and '税理士法第30条の書面提出有'.

(例)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	18,963,120 円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	300,000 円
当面の支出見込額(⑬) : 「(1) 収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。				
当面の支出見込額(⑬)				19,263,120 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額		金額
現金	200,000 円	預貯金	1,945,463 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	2,145,463 円

(4) 納付・納入可能金額

$$\text{⑭ (現金・預貯金残高)} - \text{⑬ (当面の支出見込額)} = \text{納付・納入可能金額(⑮)} \quad 0 \text{ 円}$$

納付・納入可能金額(⑮) (ゼロの場合は0)

猶予額: 「(2) 当面の運転資金等の状況等」、「(3) 現金・預貯金残高」、「(4) 納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額(⑮)を、納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき徴収金	1,000,000 円	-	(⑮)納付・納入可能金額	0 円	=	猶予額	1,000,000 円
------------------	-------------	---	--------------	-----	---	-----	-------------

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

- この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。
- ※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。
チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付・納入可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付・納入可能金額」として納期限までに納付・納入していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**
- 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。

沖縄県



徴 収 猶 予 申 請 書



殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名称	印		※職員記入欄	通信日付印		
納付又は納入すべき徴収金	課税番号	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	猶予を希望する期間
				・ ・	円		納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
				・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合 計				①	②		
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。) (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたっても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率
		月	月	月	月	月	月	
収入		円	円	円	円	円	円	$1 - ((3) \div (6))$ $1 - ((4) \div (7))$ $1 - ((5) \div (8))$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	%
支出								支出平均額 $((9) + (10) + (11)) \div \text{記入月数}$ ⑫ 円
	小計	⑨	⑩	⑪				

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円

(4) 納付・納入可能金額

$$\text{⑭ (現金・預貯金残高)} - \text{⑬ (当面の支出見込額)} = \text{納付・納入
可能金額(⑮)} \quad \text{円}$$

(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき徴収金	円	-	(⑮)納付・納入可能金額	円	=	猶予額	円
------------------	---	---	--------------	---	---	-----	---

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付・納入可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付・納入可能金額」として納期限までに納付・納入していただく必要があります。

・ **申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**

・ 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。

沖縄県